

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	熊本県知事	熊本県水俣市在住 48歳の男性	平.10. 2.13 手足に痺れやカラス曲がり、子供の頃から頭痛・めまい、毛髪水銀値が226ppmと高い	平.11. 1. 8 (平.11. 1.25) (平.11. 8.11)	平.11. 9. 8	水俣病 認 定	取消し 原処分は、疫学条件に十分な考慮が払われておらず、また感覚障害・求心性視野狭窄に関する判断に疑義があるなど問題が多く、不当な判断に基づくものと言わざるを得ない	審査請求人は、昭和32年熊本県葦北郡で出生 昭和54年まで漁業に従事 同年水俣市内に転居し、現在に至る
2	同 上	鹿児島県出水郡在住 62歳の男性	平.11. 5.24 昭和32・3年の頃から手足の痺れ、舌のもつれ、カラス曲がり、耳鳴り等の症状がある	平.12. 3.31 (平.12. 4.24) (平.12. 8.31)	平.12. 9. 8	水俣病 認 定	棄 却 四肢末梢優位の感覚障害が認められ、求心性視野狭窄が疑われるが、小脳性運動失調、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害等他の症候はいずれも認められない	審査請求人は、昭和19年鹿児島県出水郡で出生 昭和30年～51年、熊本県水俣市に居住(34年～36年は大阪府に居住) 昭和51年～現在まで、鹿児島県出水郡に居住 (公健法の旧指定地域である水俣市に居住歴があることから、管轄の熊本県知事に認定申請)

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 の 趣 旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
3	福 岡 県 大 牟 田 市 長	福岡県大牟田市在住 54歳の男性	平.15.9.29 請求人には、他に 3人の兄弟がいる が、これら3人 には公健法に定める 遺族補償一時金の 支給要件である生 計維持関係はない ので、請求人に対 して遺族補償一時 金の全額支給を求 める	平.15.11.6 (平.15.12.26) (平.16.2.26)	平.16.3.10	遺族補償一 時金の全額 支給 (原処分で4 分の1を支 給)	取消し 請求人の他の3兄 弟も被認定者との 生計維持関係を否 定できず、同順位 の請求権者である として、処分庁 が、請求人に対 して行った遺族補償 一時金の一部を支 給するとした原処 分は、公健法の規 定(第35条第1項 など)の解釈、運 用に誤りがあり、 不適法である	被認定者は、審査請求人の 父 大正7年、大牟田市で出生 認定疾病は、慢性気管支炎 及び気管支ぜん息 死亡年月は、平成15年2月 (享年84歳) (被認定者死亡当時の状 況) 請求人は、被認定者と生活 を共にしていたが、請求人 の兄弟3人は、いずれも 30年以上前に婚姻し、独 立した所帯を持っていた
4	横 浜 市 長	横浜市中区在住 47歳の男性	平.16.4.30 死亡直前に肺癌の 存在を知ったが、 長年気管支ぜん息 で苦しんできたた めに肺癌の治療が 行われず、慢性呼 吸不全により死に 至ったもので、主 治医も慢性呼吸不 全の原因を気管支 ぜん息としている	平.16.6.23 (平.16.8.6) (平.16.10.4)	平.16.10.26	遺族補償一 時金の支給	棄 却 被認定者の死亡の 原因は、肺癌の進 展による呼吸不全 であり、認定疾病 が肺癌の原因であ るとは考えにく く、また認定疾病 のために肺癌の治 療ができず死亡の 時期が早められた としても、本件死 亡を認定疾病に起 因する死亡と認め ることはできない	被認定者は、審査請求人の 母 大正15年、韓国で出生 昭和32年から死亡時まで横 浜市鶴見区に居住 昭和61年8月、気管支ぜん 息と認定(障害等級は3 級) 平成15年8月から死亡時 まで、障害等級は2級 死亡年月は、平成16年3月 (享年77歳)
5	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	葬祭料の支 給	棄 却 同 上	同 上